

綾瀬市特定施設設置者等の水質測定基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条第2号ただし書きの規定に基づき、特定施設設置者等の排除下水の水質測定頻度について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 下水道法（以下「法」という。）第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (2) 排除下水 事業活動に起因、若しくは付随する廃水で、公共下水道へ排除されるものをいう。
- (3) 基準項目 法第12条第1項及び同法第12条の2第3項の規定に基づき綾瀬市下水道条例（昭和54年綾瀬市条例第24号。以下「条例」という。）で定める基準項目並びに同法第12条の2第1項の規定に基づき政令で定める基準項目のうちダイオキシン類を除いたものをいう。

(排除下水の測定頻度)

第3条 法施行規則第15条第2号ただし書きの規定に基づく排除下水に係る基準項目別の最低測定頻度は、別表のとおりとする。ただし、法又は条例で定める公共下水道への排除基準の適用を受けない項目及び使用施設等から当該物質の排出が無いと判断される項目は、測定の対象から外すことができるものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、特定施設設置者等の水質測定頻度に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

1 温度

対 象	測定頻度
全ての特定事業場	他項目の測定を行う都度

2 水素イオン濃度

対 象	測定頻度
1 中和処理等水素イオン濃度の調整を行う施設を設置している特定事業場（当該施設からの排除下水があるものに限る。） 2 し尿処理施設（一般廃棄物処理施設であるし尿処理場で生物処理を伴うものに限る）	1日当たり1回
その他の特定事業場	他項目の測定を行う都度

3 生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、沃素消費量

1日当たりの排除下水量	測定頻度
50 m ³ 未満	0回
50 m ³ 以上1000 m ³ 未満	1月当たり1回
1000 m ³ 以上	1月当たり2回

4 1から3に掲げる以外の項目

1日当たりの排除下水量	測定頻度
1000 m ³ 未満	1月当たり1回
1000 m ³ 以上	1月当たり2回